

＜保育の利用までのながれ＞

(年度途中からの利用の場合)

① 申込説明

区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課の窓口において、申込みに関する説明をいたします。



② 支給認定の申請と希望施設等の申込 (申込は年度内有効)

区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課の窓口において、添付書類を確認し、家庭の状況などをお伺いします。
(第1希望の保育施設等を所管する区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課で受付します。)

※ 保育施設等の利用開始日は、毎月1日付と16日付の2回です。
申込締切日を確認のうえお申し込みください。

【申込締切日】※ 土日祝日の場合は前開庁日

・各月1日付利用開始 ⇒ 前月の5日まで

・各月16日付利用開始 ⇒ 前月の20日まで

- ◇ 勤務証明書等の保育を必要とする状況を確認する書類については、利用開始希望日から6か月以内の証明日(記入日)の書類のみ受付いたします。
- ◇ 期限までに提出できない場合は、利用施設等の調整の対象になりません。
- ◇ 認定こども園・家庭的保育事業(保育ママ)・小規模保育事業・事業所内保育事業(地域枠)をご希望の方は、事前に見学の上、お申し込みください。

③ 認定審査 ・支給認定証の送付

保育を必要とする認定を受けた方に対し、支給認定証を送付します。
なお、認定の内容は保育施設等の利用とは関係ありません。



④ 利用施設等の調整 ・面接のご連絡

保育施設等の受入枠に空きがある場合のみ利用調整を行います。
利用できる人数よりも申込者数が上回る場合は、保育を必要とする程度の高い方を優先に調整をいたします。

面接対象者となった方には、お電話でご連絡いたします。

- ◇ 調整の結果、保育施設等を利用できることが見込まれ、面接の対象となった場合のみ、利用開始日の一週間前頃にお電話で連絡いたします。
- ◇ 利用が見込まれない方には、待機通知書を送付いたします。これ以降は待機通知書は送付せず、利用が見込まれる場合にのみ、ご連絡いたします。利用開始希望日以外の日付の待機を証明する通知が必要な場合は、区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課の窓口へ待機通知書の交付申請書を提出してください。

⑤ 面接

面接では、お子様の発達・健康状況や日常等についてお話を伺うため、お子様と保護者様とで出席してください。

※ 面接の時点では利用の可否は未定です。

- ◇ 区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課より各機関への相談をすすめる場合があります。

⑥ 利用調整結果通知 ・利用施設での説明、 契約

面接の結果をもとに、利用調整結果について通知いたします。

- ◇ 内定施設等において、説明会を開催いたします。
- ◇ 認定こども園・家庭的保育事業(保育ママ)・小規模保育事業・事業所内保育事業(地域枠)に内定された方は、この通知を保育施設等に提出し利用の契約を行ってください。

⑦ 利用開始

各月1日付または16日付で利用開始となります。

受入枠がない等により利用できなかった方は、4月1日以降、空きが生じた際に行われる利用調整により、年度の途中から利用できる場合があります。その際、改めて申込書を提出していただく必要はありません。

【注意事項】

- ※ 利用が見込まれる施設等の面接をご案内した際や、利用調整結果(内定)をお知らせした後に、利用を辞退された場合には、次回以降の利用調整において優先順位が下がる場合があります(やむを得ない事情による辞退を除く)。
- ※ 家庭状況に変更があった、希望施設・事業所を変更・追加したい等、申込内容に変更がある場合や、申込みを取り下げる場合はすみやかに区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課に連絡してください。
- ※ 利用調整後、申込みの内容と実際の家庭状況とに相違があることが判明した場合は、内定が取り消しとなる場合があります。